

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

規 則 災 害 救 助 法 施 行 細 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (社 会 課)

目 次

公布された規則のあらまし

◇ 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

一 救助のため支出できる費用の限度額を次のとおり引き上げることとした。(別表第一関係)

救 助 の 種 類	支出することができる費用の限度額	
	現 行	改 正 後
応急仮設住宅の供与(一戸当たり)	〇、一八二、〇〇〇円	〇、二〇九、〇〇〇円
炊き出し等食品の給与(一人一日当たり)	七七〇円	八〇〇円

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

夏 期 (四月一日から九月三十日まで)	冬 期 (十月一日から翌年三月三十一日まで)					
	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人を増すとに計算する額
一五、二〇〇円	一九、四〇〇円	二八、四〇〇円	三二、〇〇〇円	三九、〇〇〇円	四六、〇〇〇円	
一五、七〇〇円	二〇、一〇〇円	二九、〇〇〇円	三二、六〇〇円	三九、六〇〇円	四六、六〇〇円	
一五、二〇〇円	一九、四〇〇円	二八、四〇〇円	三二、〇〇〇円	三九、〇〇〇円	四六、〇〇〇円	
一五、七〇〇円	二〇、一〇〇円	二九、〇〇〇円	三二、六〇〇円	三九、六〇〇円	四六、六〇〇円	
一五、二〇〇円	一九、四〇〇円	二八、四〇〇円	三二、〇〇〇円	三九、〇〇〇円	四六、〇〇〇円	
一五、七〇〇円	二〇、一〇〇円	二九、〇〇〇円	三二、六〇〇円	三九、六〇〇円	四六、六〇〇円	

二 実費弁償の額を次のとおり引き上げることとした。(別表第

二 関係)

1 日当

障害物の除去(一世帯当たり)	住宅の応急修理(一世帯当たり)	冬 期						日 常		
		十月一日から翌年三月三十一日まで						九月十日から		
		六人以上一人を増すとに計算する額	五人世帯	四人世帯	三世帯	二世帯	一世帯	六人以上一人を増すとに計算する額	五人世帯	四人世帯
九〇、七〇〇円	二五、〇〇〇円	二、九〇〇円	二二、四〇〇円	一七、八〇〇円	一五、〇〇〇円	一〇、五〇〇円	七、九〇〇円	二、一〇〇円	一五、七〇〇円	一二、三〇〇円
一〇〇、五〇〇円	二五、七〇〇円	三、〇〇〇円	二三、三〇〇円	一八、四〇〇円	一五、六〇〇円	一〇、九〇〇円	八、二〇〇円	二、二〇〇円	一六、三〇〇円	一二、七〇〇円

2 時間外勤務手当

日 当	区 分	金 額	
		現 行	改 正 後
大工、左官及び職	医師及び歯科	一四、四〇〇円	一四、九〇〇円
	薬 剤 師	九、八〇〇円	一〇、二〇〇円
	保健婦、助産婦及び看護婦	八、六〇〇円	九、〇〇〇円
	土木技術者及び建築技術者	一四、二〇〇円	一五、三〇〇円
	大工、左官及び職	一四、二〇〇円	一六、三〇〇円

三 この規則は、公布の日から施行し、平成三年四月一日から適用することとした。

時間外勤務手当	区 分	金 額	
		現 行	改 正 後
大工、左官及び職	医師及び歯科	一、七四二円	一、八〇二円
	薬 剤 師	一、一八五円	一、二三三円
	保健婦、助産婦及び看護婦	一、〇四〇円	一、〇八八円
	土木技術者及び建築技術者	一、七六六円	一、八四九円
	大工、左官及び職	一、七六六円	一、九七〇円

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十六号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年三月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の2の(三)中「一、一八二、〇〇〇円」を「一、二〇九、〇〇〇円」に改め、同表第二号の1の(三)中「七七〇円」を「八〇〇円」に改め、同表第三号の3の(一)の表中

一五、二〇〇円	一九、四〇〇円
二四、八〇〇円	三二、〇〇〇円

二八、四〇〇円	三四、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	六、二〇〇円
四四、六〇〇円	五二、二〇〇円	六五、四〇〇円	八、九〇〇円

を

一五、七〇〇円	二〇、一〇〇円	二九、六〇〇円	三五、四〇〇円
二五、八〇〇円	三三、三〇〇円	四六、四〇〇円	五四、四〇〇円

四四、八〇〇円	六、五〇〇円
六八、一〇〇円	九、三〇〇円

に改め、同号の3の(一)の表中

五、〇〇〇円	六、八〇〇円	一〇、二〇〇円	一一、三〇〇円
七、九〇〇円	一〇、五〇〇円	一五、〇〇〇円	一七、八〇〇円

一五、七〇〇円	二、一〇〇円	五、二〇〇円	七、〇〇〇円
二二、四〇〇円	二、九〇〇円	八、二〇〇円	一〇、九〇〇円

一〇、五〇〇円	一一、七〇〇円	一六、三〇〇円	二、二〇〇円
一五、六〇〇円	一八、四〇〇円	二三、三〇〇円	三、〇〇〇円

に改め、同表第六号の3中「二五二、〇〇〇円」を「二五七、〇〇〇円」に改め、同表第十二号の3中「九〇、七〇〇円」を「一〇〇、五〇〇円」に改める。

別表第二第一号の1の(一)中「一四、四〇〇円」を「一四、九〇〇円」に改め、同号の1の(二)中「九、八〇〇円」を「一〇、二〇〇円」に改め、同号の1の(三)中「八、六〇〇円」を「九、〇〇〇円」に改め、同号の1の(四)中「一四、二〇〇円」を「一五、三〇〇円」に改め、同号の1の(五)中「一

四、二〇〇円」を「一六、三〇〇円」に改め、同号の2の(イ)中「一、七四
一元」を「一、八〇一元」に改め、同号の2の(ロ)中「一、一八五円」を「
一、二三三円」に改め、同号の2の(ハ)中「一、〇四〇円」を「一、〇八八
円」に改め、同号の2の(ニ)中「一、七二六円」を「一、八四九円」に改め、
同号の2の(ヘ)中「一、七二六円」を「一、九七〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法
施行細則の規定は、平成三年四月一日から適用する。